

請願・陳情

12月5日常任委員会を開催し、本会議で各常任委員会に付託された請願・陳情4件について審査を行い、12月10日の本会議において、各常任委員長から審査結果が報告され、採決の結果下記のとおり決定されました。



件名 平成25年受理番号4
新聞購読料への消費税軽減
税率適用を求める陳情

陳情者 那須町大字寺子丙3
那須地区店主会
代表 池沢 忠大
他販売店主3名

付託委員会 総務常任委員会

採決結果 継続審査



件名 平成25年受理番号5
道州制導入に反対する意見書

陳情者 東京都千代田区一番町25
全国町村議会議長会
会長 蓬 清二

付託委員会 総務常任委員会

採決結果 趣旨採択（全員賛成）



件名 平成25年受理番号6
那須地区広域食肉センターの
存続に関する陳情

陳情者 那須町大字豊原丙4000-4
代表 中島 隆
他7名

付託委員会 民生文教常任委員会

採決結果 趣旨採択
(賛成12・反対3)



件名 平成25年受理番号3
「教育費無償化」の前進を求
める陳情（継続審査）

陳情者 宇都宮市兵庫塚3丁目10番
30号
全栃木教職員組合
執行委員長 篠原 章彦

付託委員会 民生文教常任委員会

採決結果 不採択
(賛成14・反対1)



採決結果のことばの意味

- 採 択……………請願・陳情の内容について、その願意が妥当であり議会として賛同する意味で「採択」という表現で意思決定します。必要があれば国などへ意見書を提出します。
- 不 採 択……………請願・陳情の内容が、町の事務に無関係のもの、又は、権限外のもの、願意に賛同できない場合は「不採択」という表現で意思決定します。
- 趣旨採択……………願意については理解できるが、願意を実現することが困難である場合などに「趣旨採択」という表現で意思決定します。
- 継続審査……………会期中に議決されなかった案件は、廃案となるが(会期不継続)、会期終了前にさらに審議が必要と認め「継続審査」とすれば、閉会中でも審査が継続されます。